

特別養護老人ホーム湯の郷苑

利用料金（介護老人福祉施設）

1日あたり利用料

単位：円

	要介護1	要介護2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	5,470	6,140	6,820	7,490	8,140
2. 日常生活継続支援加算	360				
3. 看護体制加算(I II)	190				
4. 夜勤職員配置加算(I)	220				
5. 1日あたりの利用料 (1+2+3+4)	6,240	6,910	7,590	8,260	8,910
6. うち介護保険から給付される金額(1割負担の方)	5,616	6,219	6,931	7,434	8,019
6. うち介護保険から給付される金額(2割負担の方)	4,992	5,528	6,072	6,608	7,128
7. 居室に係る自己負担額	840				
8. 食事に係る自己負担額	1,380				
9. 自己負担額合計(1割負担の方) (5-6+7+8)	2,844	2,911	2,979	3,046	3,111
9. 自己負担額合計(2割負担の方) (5-6+7+8)	3,468	3,602	3,738	3,872	4,002

加算について

【介護職員処遇改善加算(I)】1カ月の総単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えたもの)×8.3%を加算します

【栄養マネジメント加算】個別の栄養ケア計画を作成・実施した場合に1日:14単位

【経口維持加算(I)】現に経口により食事を摂取するものであって摂食機能障害や誤嚥を有する入苑者に対して経口維持計画を作成している場合であって、医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行った場合に1カ月400単位

【療養食加算】医師の発行する食事箋に基づき、適切な内容の療養食を提供した場合に1日18単位
※経口維持加算を算定している場合は算定不可

【初期加算】入所日から起算して30日間は1日30単位

【外泊時費用】病院等へ入院又は居宅に外泊した場合1日246単位(月6日を限度)

【若年性認知症入所者受入加算】若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めた場合に1日120単位

※1単位=10円で計算

※1割負担の方は介護保険により9割給付されます。

2割負担の方は介護保険により8割給付されます。

※なお、食事の注文締切時間以降に取消がなされた場合の食費はご負担をしていただきます。

利用者負担限度額

(単位：円)

利用者負担 段階区分	対 象 者	1日あたりの居住費 (滞在費)	1日あたりの食費
		多床室 (相部屋)	
第1段階	・世帯の全員が住民税世帯非課税の 老齢年金受給者 ・生活保護受給者	0	300
第2段階	・世帯の全員が住民税世帯非課税で 合計所得金額と課税年金収入額と 非課税年金収入額の合計が年間 80万円以下の方	370	390
第3段階	・世帯の全員が住民税世帯非課税で 第1・第2段階に該当しない方	370	650
第4段階	・上記以外の方	負担限度額なし	

介護保険外利用料

電気製品利用料

電気使用1種類につき1日40円

携帯電話充電器 1日30円

電気シェーバー充電 1日10円

コピー使用料

コピー	1枚 15円	必要時、職員へ申し出てください
カラーコピー	1枚 55円	

おやつ代

1日60円

その他、必要と認められるものに関しては実費をご負担していただきます。